

栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局処務規程

平成 19 年 4 月 1 日
監査訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局（以下「事務局」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局長等)

第 2 条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

2 事務局長は、監査委員の命を受け、監査委員に関する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 書記その他の職員は、上司の命を受け、監査委員に関する事務に従事する。

(決裁及び専決)

第 3 条 事務は、すべて監査委員の決裁を経なければ処理することができない。ただし、事務局長に決裁させる事項（以下「専決事項」という。）については、この限りでない。

2 事務局長の専決できる事項は、栃木県後期高齢者医療広域連合決裁規程（栃木県後期高齢者医療広域連合訓令第 1 号）に規定する課長の専決事項の例による。

3 前項の規定にかかわらず、専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認めるときは、監査委員の指示を受けなければならない。

(告示の方法)

第 4 条 監査委員の告示は、栃木県後期高齢者医療広域連合公告式条例（栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）の例による。

(公印)

第 5 条 監査委員、代表監査委員及び事務局長の公印の名称、ひな形番号、寸法、書体及び使用区分は別表第 1 のとおりとし、そのひな形は別表第 2 のとおりとする。

(準用)

第 6 条 前 3 条に定めるもののほか、文書の取扱い及び保存、公印の管理及び取扱い並びに財務については、広域連合長部局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

公印名	ひな形	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分
栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員之印	1	方21	てん書	監査委員名をもってする文書
栃木県後期高齢者医療広域連合代表監査委員之印	2	同	同	代表監査委員名をもってする文書
栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局長之印	3	同	同	監査委員事務局長名をもってする文書

別表第2（第6条関係）

1	2	3
栃 木 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 監 査 委 員 印	栃 木 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 代 表 監 査 委 員 之 印	栃 木 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 監 査 委 員 事 務 局 長 之 印